この判決においては、人物、日時、場所等の特定について、その厳密な言い方が原判決により自ずから明らかな場合には、初めから簡略な形で、例えば「長谷川小太 郎」のことを単に「小太郎」というように、表示をすることとする。

文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中八〇〇日を原判決の刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人石田恒久及び同石岡隆司が連名で提出した控訴趣意書 に、これに対する答弁は検察官郡司哲吾が提出した答弁書に、それぞれ記載のとお りであるから、これらを引用する。

(A殺害関係の控訴理由に対する判断)

理由不備の主張について

【要旨第一】論旨は要するに、原判決は、殺害の日時については「昭和六三年七月 二四日午後八時ころから翌二五日未明までの間に」と、殺害の場所については「青 森市内又はその周辺に停車中の自動車内において」と、殺害の実行行為者については「B又は被告人あるいはその両名において」と、殺害の方法については「扼殺、 絞殺又はこれに類する方法で」と、死体遺棄の日時については「右の犯行後、同月 五日未明までの間に」と、死体遺棄の実行行為者については「B又は被告人ある いはその両名において」というように、択一的な、あるいは厳密な特定をしない認 定をしているが、そのような認定は「罪となるべき事実」の記載として具体性を欠 くものであるから、原判決には理由不備の違法がある、というものである。 しかし、本件においては、原判示のとおり、昭和六三年八月二日にAの死体が発見 されたが、その死後経過時間は解剖時点まで一ないし二週間、最後の食事摂取後死 亡までの時間は、胃の内容物の消化程度からの推定で最大で三時間程度、その死因 は腐敗性変化により隠蔽される程度の外力作用(強力な外力作用による脳その他の 諸臓器の直接的損壊、溺水による窒息、薬物服用による中毒の可能性はいずれも低 い。)としか特定することができない。また、後に判断を示すように、Aは、七月二四日夕方から「C」で被告人及びBとともに飲食をした後、その夜のうちに殺害され、死体を遺棄されたが、それが被告人及びBの両名の共謀による仕業であることには間違いがない。そして、それ以外の者が介在したとは認められないが、関係証拠を詳しく検討してみても、実行行為者が誰なのかを確定することが困難である。また、初行の日時、提訴、支法についても、原料一等三の程度のことにある。 り、また、犯行の日時、場所、方法についても、原判示第三の程度のことしか言え ないのである。

このような場合には、原判示のような形で事実認定をするほかはないわけである が、Aが殺害され、その死体が遺棄されたことについて、被告人の刑事責任の有無 を示し、かつその範囲を画するには、その程度のものでも足りるし、なお、量刑の判断に当たっては、その中で被告人に最も有利なところを前提とすることになるのは言うまでもないから、原判示のような「罪となるべき事実」の認定の仕方も、や むを得ないこととして是認されるのであり、判決の理由不備に当たるものではな い。論旨は理由がない。

理由齟齬の主張について

論旨は要するに、原判決は、その「罪となるべき事実」の中で、犯行の動機につい て、「Bや被告人が関与した保険金目的による放火等の件をAに吹聴された」ということを認定しているが、「補足説明」においては、そのAが吹聴した放火として B宅に対する放火だけを挙げていて、しかも被告人がそれに関与したとは認定して いないのであるから、原判決には理由齟齬がある、というものである。 しかし、原判決の補足説明の関係箇所を見てみると、原判決は、Bが火災保険金騙 取の目的で昭和六二年一一月三〇日に自ら又はその共犯者において自宅に放火をし たことについて、被告人がその放火行為自体に関与したとは認定していないが、被告人が昭和六三年四月ころ、Bから相談を受けて、成功した場合には報酬をもらう約束のもとに、DがBに債権を有する旨の公正証書を作成するのに必要な手続を し、その公正証書を債務名義としてBのEに対する火災保険金請求権を差し押さえ るなどして、Bの火災保険金獲得に協力するという形では関与したとの事実を認定 している。従って、原判決が「罪となるべき事実」において、「保険金目的による 放火等の件」をAに吹聴されたとしているのは、B宅の火災について、放火のこと に限らず、その火災を原因とする保険金の取得のことまで含めてAに吹聴されたと いう趣旨に解される。 また、原判決は、Aが、B宅の火災はBが火をつけたものだなどと吹聴するように

なったと認定し、その上で更に、Aの吹聴をそのまま放置しておけば噂が広がって、Aが捜査機関から追及される事態が生じ、Aの口から、B宅の放火及び保険発詐欺のことだけでなく、被告人がF宅放火やG宅放火にも関係していたことまで党する可能性が十分考えられたので、被告人としても、Aの口を封じる必要性があったということを認定している。このような原判決の認定を前提として「罪となったき事実」の記載を見てみると、「被告人が関与した保険金目的による放火多の件」というのは、一連の放火及び保険金取得を一体的にとらえてのものであると、「おいてを吹聴したというのは、Aが直接吹聴したのはB宅の件だけであるが、その吹聴によりよるといい、B宅の件に限らず、他の放火及び保険金取得の件を含めて、自分の関係としたというのが、原判決の趣旨であると解される。

従って、原判決には、表現にやや不正確なところがあるとしても、全体としてみれば、理由の齟齬があるとは言えない。論旨は理由がない。

三 訴因に関する訴訟手続の法令違反の主張について

【要旨第二】論旨は要するに、本件の訴因は、被告人がBと共謀の上、Aを殺害してその死体を遺棄しようと企て、被告人が、殺意をもってAの頸部を絞め付けるなどして、同人を窒息死させて殺害し、続いて被告人が、Aの死体を普通乗用自動車で貝殻等捨場まで搬送してそこの穴に投棄し、更にBが、二度にわたりタイヤショで貝殻等捨場まで搬送してそこの穴に投棄し、更にBが、二度にわたりタイヤショで、ではでする場合にはで死体の上に被せ、そのまま放してAの死体を遺棄した、ということを骨子とするものであり、これに対し原判決は、訴因変更手続を経ないで、その実行行為者について、「B又は被告人あるいよいう形で択一的な認定をしているが、この場合には訴因の変更手続をそのであるから、原審の訴訟手続には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある、というものである。

しかし、原審における訴訟の経過をみると、検察官側では、被告人の行為として、 Bとの間で、Aを殺害してその死体を遺棄することを共謀したとの事実、及び、右 の共謀に基づき、被告人が単独で、殺害行為を実行するとともに、その死体を貝殻 等捨場まで搬送して穴に投棄するまでの行為をしたとの事実を訴因の中に掲げて、 これを立証しようとし、他方、被告人及び弁護人側では、そのいずれの事実をも全 面的に否定して争ってきたことが明らかである。そして、審理の結果、原判決にお いては、検察官が立証しようとした事実のうち、右の共謀の事実までは認められる が、もう一つの被告人が実行行為を担当したとの事実については、証拠上疑問が残 るため、これを認めることができないとされて、結局、原判示のとおりの択一的な 認定がなされるに止まったのである。

このような認定がなされた場合には、被告人として、殺人及び死体遺棄について、 共謀者としての刑事責任を免れないが、同時にその限度で責任を負うにすぎない。 要するに、自分が実行行為を担当したか否かについては、防禦が功を奏したのであ る。そして、その結果として原判示のような択一的な認定がなされたとしても、そ のことにより被告人が格別の不利益つまり不意打ちを受けたことにはならないはず である。従って、本件の場合には、訴因変更を要しないと解するのが相当であるか ら、原審の訴訟手続には所論のような法令違反はないと言わなければならない。論 旨は理由がない。

四 自白の任意性に関する訴訟手続の法令違反の主張について

論旨は要するに、被告人の警察官に対する自白は、取調べを担当したH警部から、被告人の子供達が写っている五枚の写真を示された上で、自白をしなければ、子供達の通う学校等に聞き込みに行った際に、先生や友達に、その子供の父親が人殺しであることを話すなどと言って脅迫をされたため、やむなくなされたものであり、検察官に対する自白も、この脅迫の影響下になされたものであるから、その結果作成された各自白調書にはいずれも任意性がなく、従って、これらの自白調書を証拠として採用して事実認定に供したという点で、原審の訴訟手続には判決に影響を及ばすことが明らかな法令違反がある。

しかし、原審記録によると、これらの自白調書については、供述の任意性が十分に 肯定される。即ち、被告人の前妻であるIの原審第六四回公判における証言による と、同女は、昭和六三年八月のお盆を過ぎてから一週間か二週間後に、たまたま家 にいるときに突然警察官の訪問を受けて、被告人の性格等を聞かれるとともに、被 告人が事実を否認しているが、子供の写真を見せれば気持が落ち着くのではないか という趣旨で、子供の写真の提供方を求められたので、これに応じて、その二、三

日後に、同じ警察官が来たときに、子供達の写真五枚を渡したことが認められる。 一方、H警部の原審第六三回公判における証言によると、被告人は、八月二五日の 夕方に、その五日後の八月三〇日に私選弁護人として選任された弁護士と接見を し、その際に同弁護士から本当のことを言った方がよいと言われたとして、その後 の取調べで、自分とBがAを殺害することを共謀し、Bがこれを実行したという趣 旨の供述を始めたが、自分が殺害の実行を担当したと述べるには至っていなかった こと、Iから写真を預かったのは九月一日であるが、被告人は、その写真を見て喜んでいたものの、写真を見たことにより警察官に対する供述内容を変えたわけでは ないことが認められる。その後、被告人は、九月二日に松浦検事から取調べを受けたが、その立会をした検察事務官」がその経過を克明に記録して、九月三日付けで 取調結果報告書を作成している。そして、それによると、被告人は、かなり長い時間逡巡した後にようやく自ら口を開いて、自分もBとともに、Aの殺害とその死体 遺棄の実行行為に関与した旨の自白をし、その自白どおりに同日付けの供述調書が 作成されるに至ったことが認められるのである。 他方、被告人は、原審公判において、H警部から右のような脅迫をされたと弁明す る。しかし、脅迫を受けたとされる時期が、弁護士と接見し、やがてその弁護士を 私選弁護人として選任した時期と相前後しているのであるから、本当にそのような 脅迫を受けたとすれば、当然にそのことを弁護人に訴え出て、そのような不当な取 調べをやめさせるようにしてもらえたはずであるのに、それをした形跡がない。従 って、右の弁明自体が信用できないものである。 以上によると、被告人が子供の写真を見せられたことにより心を動かされて、自白をするのが早まったという可能性はあると思われるが、H警部が所論が言うような脅迫をしたとは到底考えられないところであり、原判決がこれらの自白調書につい

てその任意性を肯定したことに誤りはない。論旨は理由がない。 五 事実誤認の主張について 論旨は要するに、Aを殺害してその死体を遺棄することについて、被告人がB

と共謀したという事実はなく、また、被告人がそれを実行したという事実もないのであるから、原判決の認定は、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認であ る、というものである。

2 原審記録によると、まず、原判決が「前提事実」(七六丁)として認定した一連の事実関係については、客観的に明白な事柄が多いし、また、所論に鑑み更に検 討を加えてみても、所論が言う程の誤りがあるとは認められないのであって、基本 的には原判決の認定を肯認することができる。 ただ、右の「前提事実」中、「クラウンの車底部の四か所から貝類外套膜の一部と

たた、石の「前旋争美」中、「クラワンの早底市の四か前から只規介長候の一品と考えられる組織片様物が採取された」というところは、「クラウンの車底部の四か所から組織片様物が採取され、そのうち二か所から採取されたものが貝類外套膜の一部であることが判明した」とするのが正しく(なお、この点に関する各証拠については、原審において、証拠排除の申立がなされた際の異議棄却決定に示されたとおり、その証拠能力が肯定される。)、また、その他の細部の事項についても、認定が不正確なところが幾つかあるが、これらはいずれも、事実認定の帰趨に影響を要求するな性質のものではない。

及ぼすような性質のものではない。 3 本件においては、Aが、七月二四日の晩Cを出た後に、何者かによって殺害さ れ、その死体がaの貝殻等捨場に投棄されたことは、右の「前提事実」のとおり明らかであり、また、右の犯行について、Bが、自らその実行行為を担当したか否かは別として、犯人として罪責を負うべき立場にあったことも、B自身の供述を含む 関係証拠から十分に認められる。

そこで、被告人がその犯行につきBとの間で事前に共謀をしたと認定することがで きるか否かということに焦点を当てて、原審記録のほか当審における事実取調べの 結果をも加えて更に検討してみると、右についての判断をするに当たって、特に注 目される事項として指摘しなければならないのは、次のようなことである。

(一) Bは、AがB宅の火災はBの放火によるものだと他に吹聴していることを聞き知ったため、このまま放置しておけば、B宅放火だけでなく、Bが関与した保険金目的による他の放火事件にも捜査の手が伸びてそれが発覚するのではないかと 強く危惧し、また、これまで度々Aから理不尽に金を要求されてきた上に、AがB の妻の退職金まで取ってやるなどと豪語している話も伝わってきたため、Aに対し て少なからず悪感情を抱き、更に、以前にKから聞いた話を思い起こして、死体を 貝殻等捨場に投棄すれば発覚することもないと考えた。そして、これらのことを動 機として、Aを殺害してその死体を遺棄することを企てるに至り、被告人にその話

を持ちかけて、仲間に加えようとしたことが明らかである。 一方、被告人の側にもAを殺害する動機があったと言える。即ち、被告人は、自分としても、B宅の火災について、Bに頼まれて保険金請求手続に関与しており、いかもそれまでの経緯からみて、その火災が放火によるものであることに気付いてと疑われてもやむを得ない立場にあったのであるから、Aにそのような吹聴をれれば、その放火について捜査の手が自分にも及んでくるのではないかと心配になれば、その放火について捜査の手が自分にも及んでくるのではないかと心配にはずである。特に被告人の場合、後に述べるとおり、そのほかにF宅放火やG宅放火にも関与しているのであるから、なおさらのことである。実際に被告人のより、A殺害後に死体を投棄すべき場所と考えられていたaの最終処分場に赴き、貝殻等捨場の

穴を確かめているのである。 (二) Aが七月二四日の晩にCを出た後、帰宅することなくその夜のうちに殺害され、その死体が貝殻等捨場に投棄されたことは明らかであるが、Cを出るききでAと一緒にいたのがBと被告人である。即ち、被告人は、当日Bから電話連連で大て、午後四時ころまでに「L」に赴いたが、やがてBもAを自分の軽自動車に乗せてLに来たので、同店において、それぞれ飲物を注文して、三名で一時間ほど、のました。Bは、一足先にLから出て行ったが、しばらくしてからLに電話をして、被告人に対し、Aを連れてBの馴染みの店であるCに来るように求めて、被告人は、少し間をおいてBの馴染みの店である。とAが先に来ていたので、したおいて、午後六時ないし七時ころから二時間程度、ビール、イカ刺し、盛り刺を注文して飲食をしながら、再び三人で種々話をしているのである。

(三) Cでの飲食が済んでからの状況について、まずBとAが会館用出入口からの飲食が済んでからの状況について、まずBとAが会館用出入口からいて、まずBとAが会館用出入口かられて行き、被告人がその数分後に、一旦は会館用出入口にして、Bは上ででは、Bにしてはおらって、酔って足がもつれたりは、おられてはなり酔ってとが、Aだけは、かなり酔ってとが、Cのからはしていては、Bがべらないとがでは、Bがられるが、その後の経過についてはいとないである。といるとがべく信用しており、真相が不明である。といるため、真相が不明である。といるため、真相が不明である。といるためにはない。Aの胃のを物でいるため、真相が不明である。といるとおりとおりにはなかったものが検出されたということも、その間の事情を物らての料理にはなかったものが検出されたということも、その間の事情を物らてのおうに思われる。

して、その人尿から催眠・鎮静剤トリアゾラムのヒト尿中主代謝物である1ーヒドロキシメチルトリアゾラムが検出されたが、トリアゾラムは、睡眠導入剤ハルシオンの有効成分として含有されているものであることが関係証拠により明らかれる。従って、Aは、殺害される前に知らないうちにハルシオンを服用させられてが自らの意思で服用したとみる余地はない。)、かつクラウンの助手席に乗車の下を失禁したものと推認される。失禁をした時期について、被告人は、AがBの車に乗り換えたあとを見ると、助手席のあたりが濡れていたと説明しているが、尿を失禁するような状態でいる時間であるよりが濡れていたと説明しているが、尿を失禁するような状態でいた。という正は、大力ではないであると判断せざるを得ない。そこで殺害行為が行われたからではないかと推認するのが最も合理的である。

(六) 被告人は、不眠症のため、昭和六一年六月ころから青森市 c d 丁目のN内科医院に通院して、ハルシオンの錠剤の投薬を受けたことがあり、それが昭和六二年五月までの間に、合計六一日分に達していた。そして、昭和六三年六月ころ、このような錠剤を粉にしたものが弁当等に付いてくる醤油入れのような容器に入れられて、eにあった被告人の事務所の机の引出しに何個か置かれていることがMにも分かっていたが、同年九月にMが警察官と共に事務所の机の引出しの中を確認したときには、それが一つもなかった。このことから、Aにハルシオンを服用させるについて、被告人の意思が何らかの形で働いていたのではないかと、うかがわれなくもない。

被告人の捜査段階における自白の内容については、原判決も指摘するとおり、その信用性に疑問を抱かせるような箇所が幾つかあることは事実であり、そのため実行行為の具体的内容を認定することが困難であるが、右のような自白の経緯を考えると、本件においては、被告人が捜査段階で、自分も共犯者として関与したとして、自らの刑事責任を認める趣旨の供述をしたこと自体に、少なからず重要な意味があると思われるのであって、右の点を含めて全面的に信用性がないとしてこれを度外視するのは相当でない。

(九) Bは、Aに対する殺人及び死体遺棄の事実のほか、G宅の放火、O宅の放火及び保険金詐欺、F宅の放火及び保険金詐欺の各事実についても起訴されて、平成三年九月一八日には懲役一三年の有罪判決を言い渡され、控訴することないるが、その判決においては、Bと被告人との共謀に基づいて、被告人がその実行を担当してAを殺害するとともに、両名が共同してその死体を遺棄したと認定されている。Bは、当審の証人として、服役中の黒羽刑務所において改めて尋問を受けた際に、A殺害及び死体遺棄の事件について、被告人に対する一審判決の結果、つまりBの証言が信用されず、被告人の言い分が認められて、主犯はBの方であると認定されたことを聞かされて、非常に驚き、かつ憤慨もした旨証言している。そしてBは、自分の役目はAを誘い出すことであったにすぎず、被告人が嘘を

ついているという趣旨のことを述べているのであるが、被告人は、その後の公判において、このB証言についての弁明の機会を与えられたのに、言葉を濁して反論をしようとしない。

原判決が認定した「前提事実」を踏まえた上で、右の3の(一)ないし(九) において指摘したところを総合すると、Aの殺害及びその死体遺棄は、Bと被告人 の共謀による犯行であること、そして、その共謀は、遅くとも両名及びAが相前後 の共謀による犯行であること、てして、ての共議は、建、こも両石及び口が行前限をしてCから出て行くころまでの間に成立していたことが推認されるのである。なお、「前提事実」によると、七月一四日ころには、被告人が、BにおいてA殺害をPなる者に依頼していたことを知って腹を立てて、A殺害計画から離脱する旨表明したというのであるから、それまで一旦成立していた共謀がそこで崩れたようにも見えるが、その後においても二人が相変わらず頻繁に出会って、緊密な連絡を保ち 続け、その上で、七月二四日に右3(二)ないし(四)で指摘したような行動に及 んでいることからすると、二人の共謀は復活したと認めるのが相当である。 5 所論は、被告人が殺人等の共謀をしたと考えた場合、A殺害の前後における被 告人やBの行動が、A殺害などという重大な犯罪の共謀をした者の行動にしてはおかしいと主張する。所論がそのような行動として指摘するのは、被告人がAに対し、BがA殺害を計画していることを教えて忠告したということ、被告人とBは、七月二四日の夜に二人が別行動をとるようになった後の連絡方法をあらかじめ決め ておかず、お互いにポケベルの番号すら知らなかったこと、Bが被告人と連絡をと るのに、直前までAと一緒におり、しかも顔も良く知られているはずのCに二度も 電話をしていること、その夜二人が再び会うことになった際、被告人がわざわざM の運転する車で出かけて、事情を知らない同女にその場面を目撃させていること、 被告人が、七月二四日の朝には、折込広告を見て商品の仕入れに出かけたり、夜に 帰宅した後も、ビールを飲みながら平然と鋤焼を食べ、間もなく寝てしまうという ように、日常的に平穏な過ごし方をしていること、などである。 関係証拠によると、被告人がAに忠告をしたというのは、Aに対し「Bが Q組の若い衆(Pを指す。)とこそこそしている。ヤバイな。やめた方がいい。」という趣旨の言葉を述べて、AがBから更に金を脅し取ろうとしていたのを少し抑えようとしたということであって、その際にA殺害計画のあることまでを打ち明けてはいないことが認められる。また、重大な犯罪を企て、これを実行したという場合に、その者が常に用意周到に事を運ぶとは限らず、一見不合理と思われる行動に出ることが幾くでもあり得る。 出ることが幾らでもあり得るし、他方、ことさら平静さを装うということも少なく ない。従って、所論が挙げている被告人やBの行動は、必ずしも共謀があったこと と矛盾するとは言えないのであり、前記の判断を左右するに足りない。 その他詳細な所論に鑑み、種々の観点から検討してみても、A殺害及び死体遺棄に ついて、被告人が事前に共謀者として加担したことはないとする所論を採用することはできない。

6 以上のとおり、被告人がBとの間で、Aを殺害し、その死体を遺棄することを事前に共謀したとの事実については、推論の過程や判断に当たっての重点の置きどころが原判決と必ずしも同一ではないが、その結論において、原判決の認定を相当として是認することができる。そして、直接の実行行為の具体的な内容など詳細な状況については、原判決が説示するとおり、被告人及びBの供述にそれぞれ信用しがたいところがあって、真相が分からないことに変わりがないが、A殺害とその死体遺棄の各犯行が右の共謀に基づくものであることは疑いなく、また被告人及びB以外にその犯行に関与した者がいるとは認められない。従って、原判決が認定した限度では、原判決に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認はないと言うことができる。論旨は理由がない。

(F宅放火関係の控訴理由に対する判断)

- 理由不備の主張について

論旨は要するに、原判決は、F宅に対する放火の実行行為者について、「被告人又はBあるいはAのいずれかにおいて」というように、実行犯が誰かを特定せずに択一的な認定をしているが、そのような認定は、「罪となるべき事実」の記載として具体性を欠くものであるから、原判決には理由不備の違法がある、というものである。

しかし、右の点については、前記「A殺害関係の控訴理由に対する判断」のうちーの「理由不備の主張について」の箇所で説示したところと同様の理由により、F宅の放火については、原判示のような「罪となるべき事実」の認定の仕方も、やむを得ないこととして是認されるのであり、判決の理由不備に当たるものではない。論

旨は理由がない。

二訴訟手続の法令違反の主張について

論旨は要するに、本件の訴因は、被告人がB、F及びAと共謀の上、F宅に放火をしてその火災保険金を騙取しようと企て、放火については自ら単独でその実行をした、ということを骨子とするものであり、これに対し原判決は、訴因変更手続を経ないで、その実行行為者について、「被告人又はBあるいはAのいずれかにおいて」という形で択一的な認定をしているが、この場合には訴因変更手続を要するのであるから、原審の訴訟手続には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある、というものである。

しかし、この点についても、前記「A殺害関係の控訴理由に対する判断」のうち三の「訴因に関する訴訟手続の法令違反の主張について」の箇所で説示したところと同様の理由により、本件の場合には、訴因変更を要しないと解するのが相当であるから、原判決に所論のような訴訟手続の法令違反はないと言わなければならない。論旨は理由がない。

三 事実誤認の主張について

1 論旨は要するに、F宅に放火をして火災保険金を騙取することについて、被告人がB、F及びAと共謀をしたという事実はなく、また、被告人がそれを実行したという事実もないのであるから、原判決の認定は、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である、というものである。

- 2 原審記録によると、原判決が「前提事実」(三四丁)として認定したとおりの事実が認められるが、それによると、F宅に関する右の各犯行にB、F及びAの三名が共謀者として関与していたこと、そして、被告人も、その火災保険金が支払われるに当たり、BがFから火災共済金請求権を譲り受けたとする債権譲渡契約書等の起案をしたり、自らもFに対する架空の債権に基づき、右の請求権を差し押さえて配当を受けたりするなど、この共謀に参画していたと疑われてもやむを得ないような行為をしたことが明らかである。
- 3 原判決は、右の「前提事実」のほか、Fの供述を主要な証拠として、被告人が右の三名と共謀の上、F宅に放火をして火災保険金を騙取しようと企てた旨の認定をしている。そこで、Fの供述状況を検討してみると、まず、Fの平成元年三月二日付け及び同月三日付け各検察官調書に、この事件と被告人とのかかわりをうかがわせる事項として、概ね次のような趣旨の供述記載がある。
- (一) F宅の火災は、保険金を騙し取るために火をつけたことによるものであり、その放火は、F B A 被告人が相談してやったことに間違いない。
- り、その放火は、F、B、A、被告人が相談してやったことに間違いない。 (二) 昭和六一年一月ころ、AやBに勧められて、自分の家に放火して保険金を取ることに同意していた。多分四月末ころ、Bと一緒にT会館のロビーに行くと、間もなく被告人、A、そしてAの運転手をしているRが来て、五人でそこのレストランに入り、Rを除く四名が同じテーブルで食事をしながら話をしたが、その際、Aが私に「人間は七転び八起きだ。立ち直るためにはどうせ一回素っ裸にならなければならない。家が燃えてしまっても土地が残るし、更地にもなる。借金を返した後に金が残れば当座の金になる。一番いいではないか。」という趣旨のことを言った。
- (三) 被告人は、その後私に、私の妻(S)が居るところでは火をつけられないからとして、妻の仕事や勤務日程を問い質してきた。そして、私が、既に妻とは別居していて、妻の勤務日程は分からない旨答えると、被告人は、妻の休みも知らないことをなじる言葉を吐いた上で、「よし分かった。それでは俺がかかあの様子調べる。」という趣旨のことを言った。
- べる。」という趣旨のことを言った。 (四) 四月末か五月初めころ、T会館のロビーでB、A、被告人の三名と会った際に、被告人から「お前のかかあは家に戻っていないみたいだな。夜に行ってみても家に電気がついていない。」という趣旨のことを言われた。なお、この時かあるいはその前にT会館で会った時かに、被告人から、F宅の家の鍵を持ってくることを求められたので、F宅から鍵を持ち出して、五月一二日ころ、その鍵をBに手渡した。
- (五) Bとの間で二回目の公正証書を作ってから一週間位後のことと思うが、被告人とfの喫茶店「U」で会う約束をして、そこへ行ってみたところ、被告人とBが来ていた。都合により「U」ではなく、被告人が乗ってきた自動車にBとともに乗り込んで、三人で話をしたが、その際、被告人が私に「このままでは銀行に全部保険金を持って行かれてしまうから、Bとの間でやったように、お前が俺に一〇〇〇万円位借金があることにして公正証書を作ろう。」という趣旨のことを言い、更

に、公正証書を作るのに必要であるとして、被告人に対する私の領収証を準備して おくように求めてきたので、これを承諾した。なお、私には被告人からの借金はな い。

(六) それから一日か二日位して、BのVセンターでBと被告人に会ったが、そこで、被告人から改めて、公正証書を作らなければならないとして署名等を求められ、委任状と六枚位の領収証に、被告人に言われるまま、住所や氏名を書き、実印を押した。もっとも、領収証には、Bの事務所にあった認印を押したような気もする。

4 Fは、自らもF宅に放火をして保険金を騙取したとの事実で起訴されたが、自らの事件の公判においても、被告人の事件の公判に証人として呼ばれて尋問を受けた際にも、自分がこれら犯行に加担したことを否認した。

しかし、Fは、平成三年九月一八日に、右の事実について懲役五年の有罪判決を言い渡されて、控訴することなく刑に服し、平成六年五月一八日に仮出獄を許された。そして、本件の原審第九三回及び第九四回各公判で再度証人として尋問されているが、その際には、自分の裁判では起訴事実を否認したけれども、捜査段階で述べたことに間違いはなく、裁判で否認をしたのは、A、B、被告人の三人が私の弱味につけ込んで、いわば私を騙してみんなで保険金を取ろうという計画を立てたことに、私も便乗させられてしまって悔しいという気持があったことと、また、家族のことやgでの名士たる立場を考えて、自分の名誉を傷つけたくもなかったためである旨の供述をしている。

 り込みをしたときの状況を話していたということ、火事から一週間位して、被告人から「事務所から玄関へ入る戸が渋くてなかなか開かず、火をつけるために家の下に入るのが大変だったらしいよ。」などと言われたということ、火事の数日後被告をでの取調べの様子を知らせてきたので、その話をその都度Aやれて、人に伝えていたということ、火事から一、二週間経ったころ、被告人に言われて、下に対し、全労済へ火事の報告をすることを促したということ、家財道具分の保管金は出ないとか、W銀行に保険金を差し押さえる動きがあるとかという話を、そのは出ないとか、W銀行に保険金を差し押さえる動きがあるとかという話を、そのまり、と、などがこれないようにしたということ、そのころ、被告人がといく、などがこれに該当する。

Bのこのような供述には、原判決が指摘するような理由により、全面的には信用しがたい点があることは否定できないが、他方、Fの前記供述と実質的に符合する事項が多々存することも事実である。従って、Bの供述も、少なくともFの供述と一致する範囲では、信用することができるように思われる。

取りの配出では、信用りることかでさるように思われる。
フ 以上を総合すると、被告人が、A、B及びFとの間で、F宅に放火をして火災保険金を騙し取ることをあらかじめ共謀したこと、そして、被告人、A、Bのいずれかにおいて(Fについては、F宅の火災当時、jのX方にいて、放火の実行行為をしていないことが証拠上明らかである。)、原判示第一の一のとおりF宅に対する放火行為を実行したこと、更にその上で、原判示第一の二のとおりの経過により、保険金が騙取されていることを認定するのに十分である。
被告人は、捜査段階以降終始、F宅の放火及び保険金詐欺に関与したことはなく、被告人は、捜査段階以降終始、F宅の放火及び保険金詐欺に関与したことはなく、

被告人は、捜査段階以降終始、F宅の放火及び保険金詐欺に関与したことはなく、公正証書を作って保険金請求権を差し押さえるなどの手続をしたのは、Aから依頼されて、AがFに対して有する債権の取立てをしようとしたものにすぎないなどと弁明するが、前記のFの供述その他の関係証拠に照らすと、その弁明はとうてい信用できないものである。その他所論が指摘する種々の問題点について、逐一検討を加えてみても、右の認定を覆すに足りるような事由を見出すことはできないから、原判決に所論のような事実誤認はないと言わなければならない。論旨は理由がない。

(G宅放火関係の控訴理由に対する判断)

一 論旨は要するに、G宅に放火をすることについて、被告人がBと共謀をしたという事実はなく、また、被告人がそれを実行したという事実もないのであるから、原判決の認定は、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である、というものである。

二 原審記録によると、原判決が「前提事実」(六三丁)として認定したとおりの事実が認められる。なお、右の「前提事実」のうち、被告人がYから、火災保険の掛金を使ってしまったためその保険が失効したと聞かされたときに、Yを叱り付けたこと、同じく、Yが警察から事情聴取を受けるに際して、Yに対し被告人の名前を出さないようにとの指示をしたことについては、被告人が原審公判で否定をしているが、捜査段階では、そのようなことがあったことを明白に認めていたのである。

三。右の「前提事実」のとおり、被告人が、すでに競売開始決定がなされているG宅の土地と建物を、六〇万ないし八〇万円(金額につき関係者の話が一致しない。)という安い値段でわざわざ買い受けることにし、しかも、Gに対しては格別明渡しを急がせるようなことをしていないこと、右の買受けについては、Yの名情り同人が所有権移転登記を経由するという形式を履んだが、被告人は、その〇万円)に加入させたり、G宅の火災についてYが警察から事情聴取を受けるにし、被告人の名前を出さないようにと指示したり、Yの不手際でその保険が失るにし、被告人の名前を出さないようにと指示したり、Yの不手際でその保険が失るにしまっていることが分かったときにYを叱り付けたりしていることを併せていることが分かったときにYを叱り付けたりしていることなどを併せるの保険加入後三か月足らずのうちにG宅が放火の被害に遭っていることなどを併せ考えると、被告人がG宅の放火に深く関与していたのではないかと強く疑われるのは当然である。

なお、所論は、被告人としては、火災の少し前ころ、Y宛の手紙をG宅に出して、 Gに早く明け渡させるように圧力をかけていたし、また、被告人がYの名義でG宅 を取得するにはそれなりの理由があったのであるから、放火をするつもりでG宅を 取得したわけではないなどと主張するが、いずれの点も、右の疑いを晴らすに足り るものではない。 四次に、放火の被害に遭ったGの供述をみると、書証として取り調べられたBの公判調書謄本中に、Gが昭和六二年二月初めころにT会館で被告人と初めて会った際に、被告人から火災保険加入の有無を尋ねられたことがある旨の明確な証言記があるが、Gが右の点について殊更に虚偽の供述をする理由が見当たらない。また、右の点については、Bも、捜査段階においても原審公判で証言をした際にも、同様な供述をしている。これらの供述は、被告人とG宅放火との結び付きの有無を判断する上で軽視できない証拠である。 五ところで、関係証拠によると、Bは、Gとは家族ぐるみで親しくしていたが、Gの窮状を見かねて被告人に相談を持ちかけ、その結果、G宅を被告人に買い取らてることにしたものであること、G宅の火災のあった夜には、Gやその家族らの主催した花見の宴に誘われて青森に来ていて、そのままB宅に泊まったため、G

六 一方、被告人は、捜査、公判を通じて犯行を全面的に否認し通しているが、捜査段階では、G宅の火災はBの放火によるものと思うと述べながら、Bに責任を追及したことがあるかと問われて「答えたくない」と述べたり、前記のとおり、Yを叱ったり同人に指示をしたりしたかどうかという重要な事項について、捜査段階と原審公判段階との間で供述を不自然に変遷させたりしていることからすると、その供述の信用性には極めて疑わしいものがある。

ところで、被告人は、昭和六二年五月当時は盛岡市 k 町の「I ビルm号室」に居住しており、Bにはそこの電話番号を教えていないとか、五月九日には盛岡市内で Z という人物を探していたし、翌五月一〇日には、M、B 1 と一緒に債権の取立てのため水沢まで出かけているから、G宅の火災の時刻(一〇日未明)にG宅のある弘前に行けるはずがないとかという趣旨の弁明をしている。

したした。 一、大のでは、 一、大のででは、 一、大のでは、 では、 一、大のでは、 一、大のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる、 でいる。 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。 経過していたわけではないこと、また、Mについても、当時別の男性と交際中で被告人のことに関わりたくない気持でいたことなど、所論が指摘するような事情があるとしても、同人らが殊更に虚偽の供述をしたとは考えられないのであって、これらの証拠によると、五月九日及び一〇日ころにおける被告人の行動について、同人らが供述するとおりの事実を認めることができる。

なお、被告人は、原審第九九回公判において、M作成にかかる金銭出納帳(押収物符号九)の五月九日欄にビールを三〇〇〇円で購入した旨の記載があることなどから記憶が喚起されたとして、その日には強制執行申立ての相手方であるB2方でビールを飲んでいたから、盛岡市内にいたはずであるということをも弁明の事情ととて付け加えているが、被告人が検察官から平成元年二月七日に取調べを受けたときには、五月九日の行動について、その日に盛岡地方裁判所に行き、B3の代理人としてB2の動産に対する強制執行の申立書を提出したという特徴的な事実を突き付けられながら、その後の行動についてはそれまで何度も尋ねられたがどうしてい出せない旨供述していたのに、何年も経てから金銭出納帳を見せられて記憶をい出したというのは不自然である。従って、被告人の弁明を採用することはとうていきないことになる。

七 以上を総合すると、被告人がG宅を取得した上、そのG宅に放火をして火災保険金を騙し取ることを企てたこと、そして、そのことについてBとの間で共謀が成立していて、Bを通じてG宅の合い鍵を入手したり、Gが留守になるようにするために、BにGとその家族を花見に誘わせたりするなど、Bの協力を得た上で、被告人が自ら原判示第二のとおりの放火行為に及んだことが容易に推認されるのである。そして、その他詳細な所論に鑑み更に検討を加えてみても、原判決に所論のような事実の誤認があるとは考えられない。論旨は理由がない。(まとめ)

以上のとおりであって、論旨はいずれも理由がないことになるから、刑訴法三九六条、刑法二一条により、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 本郷 元 裁判官 小野貞夫 裁判官 吉田 徹)